

障害者支援施設
福祉型障害児入所施設

か が わ け ん り つ か わ な べ え ん

香川県立川部みどり園



生活支援や作業活動を通じて自立や社会参加をめざします。

わかば児童課

福祉型障害児入所施設

わかば児童課は、児童福祉法に基づいた、主に知的障害のある18歳までの子どもたちのための施設です。



☆ みどりあふれる環境のもと
未来を育みます！

【体育館】

児童課の一日



6:30	起床
	清掃
7:30	朝食
8:30	学齡児登校 (学校休業日は寮で活動)
14:30	小学生 下校
15:45	中・高生 下校
16:45	部活動参加児童 下校
	余暇活動
17:30	夕食
	余暇活動
21:00	就寝

理念

子どもたちの基本的人権を尊重しながらより良い生活を保障し、将来に向けた1人1人の健全な成長を支援します。

学校教育

香川中部養護学校と地元の小学校や幼稚園に通学しています。学校行事や部活動などに積極的に参加し、学校や保護者の方との連携を大切にします。

障害児に対する効果的かつ適切な支援を行う観点から、児童発達支援管理責任者と心理担当職員を配置しています。



学校が休みの日には、寮ごとにさまざまな行事を計画し実施しています。いろいろな社会体験ができるように、ボランティアの方の協力なども得ています。

休日の過ごし方

在宅で障害のあるお子さんの受け入れを行っています。利用される場合には、市・町が発行する受給者証が必要です。

短期入所・日中一時支援

【西棟】

主に中・軽度の障害のある子どもたちが対象の部門です。暖かい人間関係を築く一方、学校卒業後の生活を見据えながら、生活スキルの向上や、将来の自立に向けた支援をします。

【北棟】

主に重度の障害のある子どもたちが対象の部門です。安心して笑顔で元気に生活できるように、構造化の手法を取り入れ工夫しながら支援します。

利用についての問い合わせ先

香川県障害福祉相談所

施設入所 **087-867-2696** 受付時間 AM8:30~PM5:15
【月~金(土・日・祝日は除く)】

短期入所・日中一時支援 お住まいの市・町の障害福祉担当課

地域生活支援課

生活介護事業 自立訓練(生活訓練)事業 就労移行支援事業
就労定着支援事業 研修事業 日中一時支援事業

地域生活支援課は、障害者総合支援法に基づいた、主に知的障害のある18歳以上の方のための日中活動(生活介護・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援)事業を担当します。また障害者総合支援法に基づいた職員のための研修事業など、県下の障害福祉サービス事業所・相談支援事業所等の職員の技術向上のための研修を企画運営し福祉サービス向上に寄与しています。



【研修風景】

地域で生活されている方の
短期入所・日中一時支援事業の

お問い合わせは
087-885-8600 まで
受付時間 AM8:30~PM5:15【月~金(土・日・祝日は除く)】

夜間・休日は 大人の方は 087-885-8605 まで
子どもの方は 087-885-8603

みどり成人課

施設入所支援事業
短期入所

みどり成人課は、障害者総合支援法・知的障害者福祉法に基づいた主に知的障害のある18歳以上の方のための施設です。



【東棟中庭】



【園内のひまわり】

成人入所施設は、重度棟(男性)・一般棟(男性・女性)のグループに分かれて生活しています。月～金の日中は個々に応じた日中活動※に参加します。入所施設での生活は主に夜間と休日です。食事や入浴などの日常生活の支援に加え、利用者の希望や要求に寄り添った余暇活動の支援をします。

※別紙リーフレット参照



成人課の一日



6:30	起床
7:30	朝食
9:30	日中活動に参加
16:00	日中活動終了
	余暇
17:30	夕食
18:00	余暇(入浴・ティータイム等)
21:00	就寝



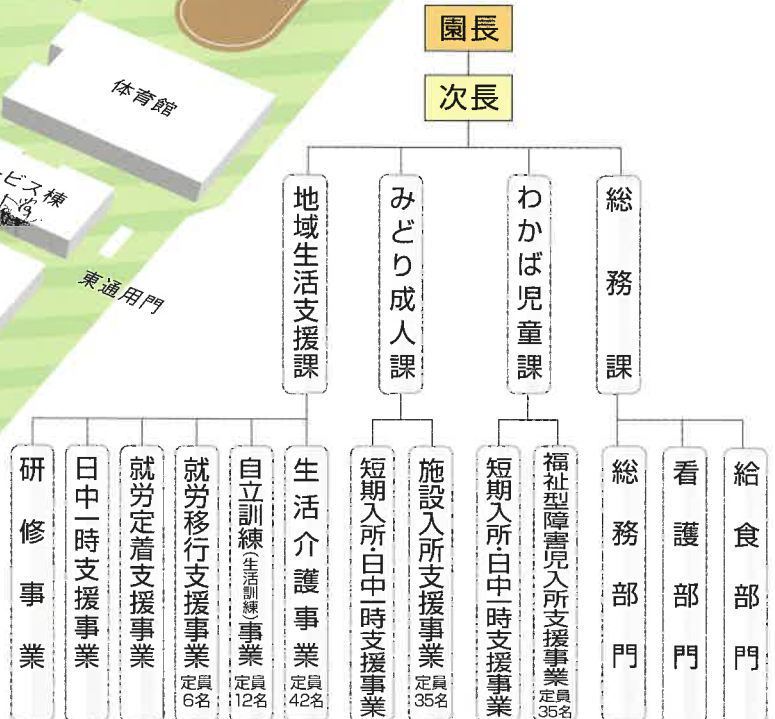
【南棟中庭】

園内配置図

敷地面積 25,280㎡
延べ床面積 8,552㎡



組織図



※施設入所支援事業定員35名の内5名は訓練系事業利用者定員



【渡り廊下】



【沿革】 History of Kawanabe Midorien

昭和27年4月

綾歌郡宇多津町に精神薄弱児施設
「県立宇多津学園」開設 入所定員30名

昭和41年7月

現在地に精神薄弱者更生施設
「県立川部みどり園」開設 入所定員100名

昭和46年8月

現在地に宇多津学園が移転
「県立川部わかば学園」と改称 入所定員80名

平成8年4月

「県立川部わかば学園」と「県立川部みどり園」を
統合し、新たに「県立川部みどり園」を設置
わかば児童課(精神薄弱児施設)定員35名
みどり成人課(精神薄弱者入所更生施設)定員60名
地域療育課(精神薄弱者通所更生施設)定員20名(新設)

平成20年

地域生活移行支援事業開始

平成23年4月

知的障害者更生施設が
障害者自立支援法に基づく新体系事業に移行
・生活介護(定員42名)・自立訓練(生活訓練)(定員12名)
・就労移行支援(定員6名)・施設入所支援(定員40名)を開始

平成24年4月

児童福祉法の改正により知的障害児施設が福祉型
障害児入所施設に移行
地域生活移行支援事業により、30名が地域生活に移行
施設入所支援の定員を35名に変更

香川県立川部みどり園

〒761-8046 香川県高松市川部町418

総務課 ☎087(885)8600 (885)8607(給食)
地域生活支援課 (885)8601 (885)8606(生活介護)
わかば児童課 (885)8602(北棟) (885)8603(西棟)
みどり成人課 (885)8604(東棟) (885)8605(南棟)
医務室 (885)8621

FAX 087(885)8609

ホームページ

e-mail midorien@pref.kagawa.lg.jp

2019.7



川部みどり園基本理念

【利用者の福祉】

1. 利用者の人権を最大限尊重します。
2. 利用者の生活を保障します。
3. 利用者の成長・発達の促進、利用者自身による意思決定を基本とするなど、利用者が「自己実現」できるように支援します。

【職員の役割】

1. 職員は、利用者のために支援するものであり、職員目線での支援とならないようにします。
2. 職員は利用者を中心に最大限支援し、サービスを提供するため、専門的な知識・技術の習得に努めます。
3. 社会福祉は「人」により決まります。

【施設の方向性】

1. ノーマライゼーションを基調とした施設運営をします。
2. 県立障害児・者施設として、特に専門的な支援を必要とする障害児・者を受け入れるとともに、その支援ノウハウを民間施設へ普及させ、県全体の障害児・者施設の支援レベルの向上に努めます。
3. 地域に開かれた施設として、地域の人々との交流に努めます。

アクセス



バス コトデンバス「池西行き」・「由佐経由岩崎行き」
「由佐経由空港行き」で
「みどり園前」停留所より徒歩2分
※日中活動を利用される方で送迎サービスをご希望の方はご相談ください。

電車 琴電琴平線「円座駅」より徒歩20分、もしくは
琴電琴平線「岡本駅」より徒歩30分

タクシー JR高松駅より約30分
高松空港より約10分

車 高松自動車道高松西ICより約10分
高松自動車道高松中央ICより約20分
高松自動車道檀紙ICより約10分